

宜野湾市における特産品等推奨認定要綱

(飲食料品・非食品)

第1条 目的

宜野湾市における特産品及びサービスの推奨認定基準を明確にすることにより、本市の特産品及び観光資源の認識、奨励を推進し、特産品製造業の生産技術と生産意欲の向上・販路の拡大及び観光振興を図り、もって本市産業の振興を目的とする。

第2条 宜野湾市特産品・サービスの定義

特産品とは本市に所在する事業所が生産・加工した製品であることをいう。

2. サービスとは本市の「自然資源」及び歴史や風土に培われた文化伝統などの「生活文化資源」を活用した観光サービスであることをいう

第3条 宜野湾市特産品推奨認定審査委員会の設置

宜野湾市における特産品等推奨認定案件を審査し、上記目的を達成するため、宜野湾市商工会に本委員会を設置する。

2. 審査会は、年1回以上開催するものとする。

第4条 審査委員の構成

審査委員は県内の関係機関から選任し、任期は3年または、その在職期間とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合は、後任の任期は前任者の残任期間とする。審査委員長、副委員長は委員の互選により定める。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方公共団体の職員
- (3) 商工会等の役職員
- (4) 市産品部会及び卸・小売業部会の代表
- (5) 関係団体の役職員

第5条 特産品等推奨認定基準（下記項目のいずれかに該当し、商品表示法等について関連法令を遵守していること）

特産品等推奨認定基準は、安心・安全・本市の歴史、文化の継承及び技術、技法の伝承を基本とする。

- (1) 本市で主たる生産・加工された製品であること。
- (2) 本市の「自然資源」及び歴史や風土に培われた文化伝統などの「生活文化資源」を活用した観光サービスであること
- (3) 本市所在する企業独自の製品・観光資源を活用したサービスであること。
- (4) 製品の形状、ネーミング、パッケージ、ラベル等で、他市町村との差別化がはかられており、宜野湾市をPRできる製品・観光資源を活用したサービスであること。
- (5) 特に本委員会が必要と認めた製品・サービス。

第6条 申請対象者

特産品等の推奨認定を受けようとするものは、次の各号に該当するものでなければならない。

1. 宜野湾市に所在する企業であること。
2. 法令の定めるところによる許認可を必要とする場合は、当該許認可を受けたもので、かつ公序良俗に反しない者。

第7条 審査及び認定

市内企業から推奨認定申請（様式1号）及び同意書（様式3号）の提出があった場合は、審査会を開催し、第4条の基準により審査を行い、宜野湾市の推奨特産品及びサービスとして本委員会が認定するものとする。

2. 認定された製品及びサービスの企業に対し、市長、商工会長の連名で認定証を交付する。
3. 認定後において、本委員会の認定した基準と異なった製造や虚偽等が判明した時は、本委員会は何時でも認定を取り消すことができる。

第8条 守秘義務

審査委員は、審査委員会で知り得た情報（製造方法等企業秘密に値する事項）を他に漏らしてはならない。

第9条 登録

認定された製品は宜野湾市特産品推奨認定審査委員会において登録するものとし、登録期間は5年とする。

(誓約書の提出を要する)

2. 認定期間終了後3カ月の間に更新の申し出(様式第2号)がある場合、審査の上更新登録できるものとする。認定期間終了後3カ月を過ぎ、更新登録の申請がない場合は抹消できるものとする。

第10条 推奨及び公表

認定された製品等については、市の特産品・サービスとして推奨するものとする。

2. 毎年度各期の認定企業を商工会の機関誌及び市報により公表するものとする。

第11条 推奨マーク

推奨マークは本委員会で企画したデザインは本委員会に帰属するものとする。

第12条 推奨マークの貼付

宜野湾市の推奨特産品等として認められた製品及びサービスには、本市の推奨マークを貼付することができる。また、マークの使用については、事前に宜野湾市特産品推奨認定審査委員会の許可を得るものとし、マークの印刷経費は使用する企業が負担するものとする。

第13条 事務局

事務局は 宜野湾市商工会に置く。

2. 本委員会の運営経費は商工会が負担するものとする。

第14条 要綱の変更

要綱に変更がある場合は、本委員会で協議し商工会理事会の承認を得るものとする。

第15条 免責

推奨認定した製品及びサービスに事故及び商行為上に事件があった場合、本委員会に一切の責任は生じないものとする。

- 付則
1. 委員会出席による委員の旅費及び日当は商工会の旅費規程を準用する。
 2. この要綱は平成22年12月15日から実施する。
 3. この要綱は平成25年4月1日から実施する。

4. この要綱は平成30年8月10日から実施する。
5. この要綱は令和元年8月6日から実施する。
6. この要綱は令和3年7月20日から実施する。